

サービス付き高齢向け住宅の床面積算定に係る小規模なパイプスペースの考え方について

①サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度運用基準の1においては、小規模なパイプスペースについては床面積に含めてもよいこととされているが、小規模の基準としては、パイプスペースが含まれている各専用住戸ごとに床面積への加算の上限を原則1m²とすることで判断することとする。

②「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する場合」の共有スペースの面積算定において、居間等にあるパイプスペースについては、無視できる程度であると考えられることから、原則として含めてもよいものとする。